

第六十四回
帝國議會
貴族院

製絲業法中改正法律案特別委員會議事速記録第四號

付託議案(追加)

輸出絹織物取締法中改正法律案

昭和八年三月二十日(月曜日)午後一時十八分開會

○委員長(子爵松平直平君) 是ヨリ開會イ
タシマス、前回ニ引續イテ質疑ガゴザイマ
スナラバ此際願ヒマス、……別ニ御質問モ
ナイヤウニ認メマスカラシテ討論ニ移リマ
ス、……別ニ御發言モナイヤウニ認メマス
カラシテ採決ヲ致シマス、兩案可決スベキ
モノトスル諸君ノ舉手ヲ願ヒマス

(全員舉手)

○委員長(子爵松平直平君) 全會一致ト認
メマス、可決確定イタシマシタ、是デ本案ハ
終リマシタ、是ヨリ輸出絹織物取締法中改
正法律案ノ委員會ヲ開キマス、政府當局ノ
提案理由ヲ御説明願ヒマス

○政府委員(寺尾進君) ソレデハ私ヨリ本
案ヲ提出イタシマシタル理由ヲ御説明申上
ゲタイト存ジマス、我國ノ輸出入造絹織物
ハ近年著シイ發達ヲ遂ゲマシテ、其輸出ハ
年ト共ニ旺盛ニ向ッテ參ッタノデアリマス
ガ、是等ノ輸出増進ニ伴ヒマシテ本邦中小
産業ノ通弊ト致シマシテ、動モスレバ粗製

濫造ノ弊ニ陥リマシテ、漸次品質ノ低下ヲ
來シ海外ニ於テ不評ノ聲ヲ聞クニ至リマシ
タノデ、政府ハ取敢ヘズ應急ノ措置ト致シマ
シテ、昭和六年十二月以降重要輸出品取締
規則ニ依リマシテ、縣及組合團體ヲシテ輸
出検査ヲ厲行イタサセマシテ、粗製品ノ輸
出ヲ取締ッテ參ッタノデゴザイマス、然ルニ
其後ノ情勢ヲ見マスルノニ、人造絹織物ノ
輸出ハ益々増加ノ形勢ニアリマスガ、其半
面ニ於キマシテ粗製濫造ノ弊ガ漸ク顯著ニ
ナッテ參ッタノデアリマシテ、此儘ニ推移イ
タシマスナラバ、遂ニハ海外ニ於ケル我が
人造絹織物ノ聲價ヲ失墜スルニ至ルノデハ
ナイカト懸念イタサレルノデアリマス、彼
ノ歐洲大戰ノ當時ノ好景氣ニ際シマシテ、
我國ノ重要輸出品ノ輸出額ハ甚シク増加イ
タシマシタガ、幾何モナク粗製濫造ノ弊害
ニ陥リマシテ、折角ノ好販路ヲ失フニ至リ
マシタ經驗ニ徴シマシテモ、此際速ニ粗製
濫造ノ防止ニ關シマシテハ適切ナル方策ヲ
講ジ、將來ニ悔ヲ貽サナイヤウニスルコト
ガ我が輸出貿易振興上最モ緊切ノコトデア
ルト考ヘルノデアリマス、依ッテ輸出絹織物
取締法ノ改正ヲ行ヒマシテ、輸出入造絹織

物ニ對シ輸出絹織物ニ準ジマシテ、新ニ國
營検査ノ制度ヲ立テマシテ輸出検査ノ統一
厲行ヲ期シ、我が輸出入造絹織物ノ海外ニ
於ケル聲價ノ維持向上ヲ圖ラムト致スノデ
アリマス、是レ本案ヲ提出イタシマシタ理
由デゴザイマス、何卒慎重御審議ノ上御協
贊ヲ御願ヒ申上ゲタイト存ジマス

○委員長(子爵松平直平君) 御相談ヲ致シ
マスガ、今日ハ開會餘リ時間ノナイ中ニ製
絲業法ノ委員長報告ガゴザイマシテ、モウ
時間モゴサイマセヌカラ、今日ハ此程度デ
止メマシテハ如何デゴザイマスカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(子爵松平直平君) ソレデハ左様
ニ致シマス、次回ハ二十二日ノ午後一時カ
ラ開會ヲ致シマス、今日ハ是ニテ散會イタ
シマス

午後一時三十一分散會

出席者左ノ如シ

委員長 子爵松平 直平君
副委員長 男爵赤松 範一君
委員 公爵伊藤 博精君
子爵西大路吉光君

政府委員

農林省水產局長 戸田 保忠君
農林省經濟更生部長 小平 權一君
商工省貿易局長 寺尾 進君

佐々木八十八君

昭和八年三月二十二日印刷

昭和八年三月二十三日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局